

# 令和3年度教育行政執行方針

## 1 はじめに

令和2年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆様をはじめ町議会議員の皆様に、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

新しい学習指導要領では、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、未来の創り手となる子どもたちのために、社会で生きていく必要な資質・能力を確実に備えることのできる、教育の実現が求められています。

「よりよい教育を通じて、よりよい社会を作る」という目標を学校と地域が共有して、その達成に向けて共に努力していくことが重要であります。

新型コロナウイルスへの対処という課題の中にあって、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのかを主体的に考え、学び続けることを希求していくことが必要となっています。

全ての人々が「学びを止めない」よう、引き続き、町民の信頼に応える、心のこもった教育行政を推進してまいります。

以下、教育委員会として令和3年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

## 2 福島商業高校の在り方について

福島商業高校の令和3年度入学者の出願状況は11人となっており、「2年連続の10名未満」という道立高校の再編整備基準は、かろうじて回避できる見込みとなっております。

しかしながら福島町の生徒数の推移を見ると、次年度以降も大変厳しい状況が続きます。

町では、「福島町高校の在り方に関する協議会」において、今後の方向性を協議してまいりましたが、抜本的な考え方として、「寮を建設して全道・全国から生徒募集を行う」、「地域密着型で魅力ある教育課程づくりを行う」という2つの大きな柱を提言いただきました。

令和3年度においてはこの提言に沿い、道立高校としての存続を目指し、早急に北海道教育委員会と新しい高校づくりについて協議してまいります。

また、ホームページ等での情報発信・PR活動や、全国募集の方策について調査研究するとともに、奥尻高校など先進の高校と情報交換を行うなど、新しい福島商業高校の魅力づくりを実践してまいります。

さらに、これまで行ってきた各種支援策を継続しながら、令和5年度入学生の全国募集に向けて、新規に行うもの、継続するもの、内容を変更するものなど、生徒確保のために本当に必要な支援策を見直してまいります。

### 3 学校教育について

#### (1) コロナに負けない学校運営

令和2年度は、まさに新型コロナウイルスとの闘いの年でした。

当町においては、児童生徒一人ひとりに消毒液、マスク等を配布し、家庭へは非接触型の体温計を配布するなど、児童生徒のコロナ感染予防、体調管理に最大限努めてきたところです。

また、各教室には自動消毒液噴霧器、大型の空気清浄機、手洗い用の給湯器などを設置し、環境面からも感染予防に努めてまいりました。

コロナとの闘いは、長期にわたることを覚悟し、令和3年度においても昨年度実践してきた「学校の新しい生活様式」の取り組みを継続するとともに、学校行事、授業の方法などを工夫し、なお一層感染予防に努めてまいります。

#### (2) 新しい時代に対応できる子どもの育成

令和2年度に小学校の新しい学習指導要領に基づいた教育が始まりましたが、令和3年度は中学校の新学習指導要領が実施されます。

今回の改訂では、国語、数学など主要5教科の授業時数が1割程度増加することと、道徳や体育の充実がポイントとなっており、知・徳・体の調和がとれた児童生徒の育成が求められております。

子どもたちに基礎的な知識・技能を身に付けさせ、それらを活用し、自ら考え、表現する力を育むことが、確かな学力の定着につながります。

「わかる授業」を構築するための学力向上研修会の開催や、渡島教育局主催の研修への参加を促し、さらに学校内での研修の充実を図りながら、授業改善の取り組みを推進いたします。

### (3) ICT教育の推進

これまでは実現が不可能だと思われていた空飛ぶ自動車や、一流料理店とほとんど同じ料理を作るロボットが、数年後には実用化されようとしています。

インターネットなど、急速に情報技術が発展する現代において、小学生から正しい情報を取捨選択し、吟味し、活用する力が必要となっています。

福島町では、小中学校でタブレット型端末やテレビモニターを活用したICT教育を積極的に取り組んでおります。令和2年度に導入した「eライブラリ」は、授業での活用と家庭への持ち帰り、朝学習ドリルなど、いろいろな場面で活用されております。

令和3年度においても、国庫補助事業を活用したGIGAスクールサポーターを1名配置し、各学校におけるICT教育のコーディネーターとして活用してまいります。

さらに、教職員への研修機会を設け、I C T教育技術の向上に努めてまいります。

#### (4) 基本的生活習慣の定着及びメディアルールの啓発

令和2年度において、「早寝・早起き・朝ごはん」と「メディアルールを考えよう」というパンフレットを保護者に配布し、啓発を行ってきたところです。

子どもたちの健やかな成長には、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」ことが必要不可欠です。基本的生活習慣をしっかりと整え、学習や運動の力の源となる「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進してまいります。

また、インターネットやゲームを長時間行うことで、目の病気や依存症、個人情報流出など、さまざまな弊害が懸念されています。

当町では、インターネットやゲームについて、親子で話し合い、ルールを決めて利用する「メディアルール」の取り組みを推奨しております。

インターネットモラル教育を各学校で実施し、P T A研究大会などでも啓発するなど、基本的生活習慣向上の取り組みをさらに推進してまいります。

#### (5) 学校環境の整備

令和2年度に良好な教育環境を長期間にわたって維持していくよう「福島町教育施設等長寿命化計画」を策定しました。

学校で児童生徒が安全に過ごすことができるよう、本計画に沿って施設の維持管理を行ってまいります。

吉岡小学校については、令和2年度において児童数は12名でしたが、令和3年度は9名となる見込みです。

令和3年度においては、吉岡小学校の在り方について、学校、保護者及び地域の方々と協議し、今後の方向性を見出してまいります。

教員住宅については、住環境向上のため白符地区の1棟4戸の浄化槽設置工事を実施いたします。

#### (6) 全国中学校相撲選手権大会への準備

令和4年度に当町において開催予定の「全国中学校相撲選手権大会」に向けて、鋭意準備を進めているところですが、令和3年6月には準備委員会から実行委員会に組織改編し、作業を本格化してまいります。

大会の開催にあたり、多くの役員及び生徒の協力が必要となり、また、宿泊場所等も必要となりますので、近隣町の各関係機関に協力を要請してまいります。

また、8月に東京都立川市で開催される全国大会に、実行委員会の主要委員を派遣し、大会の運営方法などを視察してまいります。

## (7) 学校給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、正しい食への知識を習得し、生涯にわたって健康の維持増進に努める能力を養う学校教育の柱であります。

令和3年度は、地元食材、特に福島町産米の使用割合を高めるため、840kg 保管できる精米保冷庫を購入し、年間を通じ安定して学校給食に提供できるように取り組んでまいります。

さらに、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を、引き続き図ってまいります。

## 3 生涯学習について

### (1) 青少年教育

令和2年度は、コロナ禍の影響で多くの事業を中止する一方、開催できる事業は感染予防に最大限配慮し実施してまいりました。令和3年度においても引き続き感染予防に最大限配慮し、なるべく多くの事業を実施してまいりたいと考えております。

令和3年2月に実施した「福島学ジュニア～チョコお菓子作り」は、スマホアプリのLINEや教育委員会ホームページを活用し、お菓子の作り方の動画を配信しました。参加者はそれぞれの家庭で動画を見ながら製作し、出来上がった作品の写真を撮

影して返信するという手法を取り入れました。

参加者が一堂に集合するのではなく、各家庭に居ながらにして生涯学習活動に取り組む、新たな事業実施方法であると考えております。

令和3年度においても各事業について、最善の実施方法を検討してまいります。

主に小学生が、様々な体験学習を通して郷土の魅力を再発見する「福島学ジュニア」、リーダーシップや表現力を育成する「青少年の主張大会」の実施に取り組みます。

また、情操教育の一環としては、児童・生徒向けの芸術鑑賞会を近隣町等と連携を図りながら開催いたします。

過疎地域の子どもたちだからこそ、都市部の子どもたちと同じようにICT教育を学ぶことが、これからの時代を生きる青少年に必要な取り組みであります。

令和元年度、2年度に企画課所管で実施していた「プログラミング教室」は、公立はこだて未来大学との連携事業であり、参加の児童、保護者から大変好評を得ている事業となっています。

令和3年度においては、教育委員会所管に移し、引き続き事業を実施してまいります。

令和3年度の友好町の児童生徒交流事業は、夏季に長野県木曾町から中学生が福島町へ、長崎県松浦市に福島町から小学生を派遣し、友好の絆を深める予定となっています。

## （２）成年教育

潤いのある生活と活力ある地域づくりのためには、町民が芸術文化に接する機会の充実や活動支援を通じて、豊かな感性や創造性を高めていく環境づくりが必要です。

令和２年度に開催できなかつた生活講座、町民文化祭を各文化団体及び町民の皆さまと協働して、開催に取り組んでまいります。

人生の節目である成人式・成人祭については、感染予防に最大限留意しながら、昨年度に引き続き８月１３日に同日で実施してまいります。

## （３）高齢者

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため開催している高齢者学級については、コロナ禍の影響で令和２年度は開催できませんでした。

令和３年度については、参加者の意向を把握しながら、三密を避ける工夫をした学習プログラムの充実と交流に努めてまいります。

## （４）読書活動の推進

読書は想像力を磨き、情操豊かな人間性を育む活動です。

令和２年度福祉センター図書室では、新型コロナウイルス感染予防のため、自宅のパソコン等から蔵書を検索、予約できるシステムを構築いたしました。

また、図書室から借りた本が、銀行の通帳と同じように記録される、「読書通帳システム」を併せて整備したところです。

令和3年度は、2つの取り組みを広く周知し、コロナ禍にあっても利用しやすい図書室を目指し、利用の促進を図ってまいります。

さらに、読書感想文・感想画コンクールや移動図書の実施、図書室サポーターの充実など、読書活動を推進してまいります。

## 4 スポーツについて

### (1) 青少年教育

令和2年度は、スポーツ活動についても、各種大会、行事の中止を余儀なくされました。

令和3年度については、感染予防に最大限留意し開催方法を工夫するなど、できるだけ多くの行事を実施してまいります。

「横綱の里づくり」として、「わんぱく相撲大会」や「千代の富士杯争奪相撲大会」を、関係機関と連携を図りながら開催し、相撲に親しむ環境づくりに努めます。

また、学校及びスポーツ団体と連携し、少年少女体力テストや縄跳び大会などを実施し、子どもたちの体力向上の取り組みを進めてまいります。

### (2) 成年教育

町民が各年代に応じた体力づくりを進めるため、各種大会や

スポーツなどに親しめる環境づくりが大切です。

吉岡地区合同運動会や水泳教室、ふれあいスポーツ大会の開催をはじめ、パークゴルフやソフトバレーボール大会などへの支援を行います。また、こうした大会などを通じて、町民の健康づくりはもとより世代間交流を深めることで、地域の親睦や協働意識の醸成を図る効果も期待されるところであります。

### (3) 南北海道駅伝競走大会

福島町におけるスポーツ最大の行事である「南北海道駅伝競走大会」は、昨年は新型コロナウイルス感染症予防のため、中止といたしました。が、例年多くの選手が参加し、たくさんの感動を得る大会となっております。

令和3年度も交通安全に配慮したコース設定と運営を行い、関係者のご協力を頂きながら、10月下旬に開催してまいります。

### (4) 体育施設

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者を増やすための取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

## 5 文化財等について

### (1) 文化財

文化財は、郷土福島町を知る上で欠かすことのできないもの

であり、保存・伝承を次の世代に伝える責務があります。

「松前神楽」については、国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念し、令和2年度に公演会を開催する予定でしたが、令和3年10月2日に延期となりました。

札幌市の道新ホールにおいて開催予定の本公演会は、広く北海道民に知っていただくことを目的に開催されるものです。

当町が本公演会の事務局を担っておりますので、松前神楽北海道連合保存会と連携の上、公演会の成功に向け準備を進めてまいります。

## (2) 歴史図書

歴史図書編集委員会の皆さんや、本書にかかわっていただいた多くの皆さまのご協力により、「北海道ふくしま歴史物語」を刊行することができました。

本書は、福島町出身の偉大な先輩や、深い歴史、産業の成り立ちをまとめたもので、小学生から大人まで読むことができるよう、なるべく平易な表現で、ひらがな表記を多くするなど工夫しております。

児童生徒をはじめ、町民の皆さまが郷土福島町に愛着を持つよう、歴史講演会、学芸員の出前授業を実施するなど、「ふるさと教育」に活用してまいります。

## (3) 文化財施設の整備

先人が遺した貴重な文化財については、町内関係団体と保存・伝承・公開に取り組んでまいります。

また、文化財を保管しております旧吉岡支所、チロップ館両施設とも老朽化が著しいため、将来的な保存・公開方法について検討してまいります。

## 7 むすびに

以上、令和3年度における主な施策の概要を申し上げましたが、福島町教育大綱の「知性を磨き、自主的で創造性に優れた人を育む」「郷土福島を愛し、文化を育てる情操豊かな人を育む」「互いの個性や文化の違いを尊重し、ともに力を合わせる人を育む」の3つの基本理念に基づき、教育行政を進めることが肝要であると認識しております。

コロナ禍にあって、教育を取り巻く環境は厳しいものがありますが、町民の皆さまが生きがいを持ち、楽しく学び続けることができる福島町となるよう、教育行政を推進してまいります。

町民並びに町議会の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和3年度教育行政執行方針といたします。